

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市老人クラブ連合会助成金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会		代表者名	会長 飯坂 正		
関係規定	法令	老人福祉法第13条 地方自治法第232条の2		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		老人福祉法の規定により、老人クラブ活動に適切な援助を行うため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		老人クラブの活動は地域貢献等による高齢者の社会参加意識の高揚と生きがい、健康づくり及び介護予防施策として有効なものであり、単位老人クラブによって組織された連合会の活動を補助することで高齢者の生きがいづくりと介護予防による福祉の増進を図る目的で補助を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		1,433,664 円	1,071,178 円	1,338,460 円	1,535,000 円		
		(1,073,664 円)	(726,178 円)	(1,002,460 円)	(1,199,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		健康づくり事業、教養講座、スポーツ大会等をはじめ、地域における高齢者相互のコミュニケーションやグループ活動、地域貢献活動等、介護予防及び生きがいづくりにつながる各事業。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,657,737 円			
		うち補助事業全体の経費		1,848,217 円			
		うち補助対象経費		1,848,217 円			
		補助対象経費の内訳		会議費		242,718 円	
				事務費		187,742 円	
				事業費		1,417,757 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		人数割72円×連合会加入クラブ会員数1,531人+単位老人クラブ割700円×39クラブ×活動月数12+均等割192,000円+各事業分900,000円=1,529,832円 …① ①-(返還金)191,372円=1,338,460円			
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	新型コロナウイルス感染症の影響で、一部行事が開催できなかったため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		単位老人クラブより組織された連合会が健康づくり事業、教養講座、啓発活動等を実施することにより、高齢者相互のコミュニケーションを図ることによる地域の活性化及び介護予防、生きがいづくりがなされた。					
その他参考事項		補助事業経費の一部について県補助金を充当。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		179,026 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		179,026 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市単位老人クラブ助成金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会加盟の単位老人クラブ(39クラブ)		代表者名	高橋佑二 ほか		
関係規定	法令	老人福祉法第13条 地方自治法第232条の2		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		老人福祉法の規定により、老人クラブ活動に適切な援助を行うため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		老人クラブの活動は地域貢献等による高齢者の社会参加意識の高揚と生きがい、健康づくり及び介護予防施策として有効なものであり、各単位老人クラブの活性化を図ることで当団体の育成 保護に資する目的で補助を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		2,232,000 円 (1,228,000 円)	1,679,682 円 (867,682 円)	1,651,473 円 (983,473 円)	1,872,000 円 (1,137,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		公園の清掃等地域社会での奉仕活動、教養講座の開催、スポーツ活動、世代間交流、町内行事 の分担等地域との交流。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		13,896,886 円			
		うち補助事業全体の経費		1,692,000 円			
		うち補助対象経費		1,692,000 円			
		補助対象経費の内訳		事業費		1,692,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		$(4,000円 \times 24クラブ + 3,000円 \times 15クラブ) \times 12月 = 1,692,000円 \dots \textcircled{1}$ $\textcircled{1} - (\text{返還金}) 40,527円 = 1,651,473円$			
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内。			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	新型コロナウイルス感染症の影響で一部行事が実施 できなかったため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		単位老人クラブがそれぞれの地域で奉仕活動等を実施することで、高齢者相互の仲間づくりや生 きがいづくりにより老人福祉の増進がなされた。					
その他参考事項		補助事業経費の一部について県補助金を充当。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		4,569,028 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		4,569,028 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市シルバー人材センター運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		公益社団法人犬山市シルバー人材センター		代表者名	会長 大嶋 正己		
関係規定	法令	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条/地方自治法第232条の2		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		高齢者等の雇用機会の確保及びシルバー人材センターの安定した運営のため					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		高齢者が能力と経験を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献していく機会を確保することを事業目的とする当法人の運営における人件費の補助をし、地域高齢者の生きがいづくり及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		19,257,000 円	19,748,000 円	21,679,000 円	21,784,000 円		
		(19,257,000 円)	(19,748,000 円)	(21,679,000 円)	(21,784,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		新規入会者獲得のため、女性会員向けのイベント&説明会を実施した。 受注拡大に努めるとともに、就業と交流の場を提供した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		259,622,664 円			
		うち補助事業全体の経費		40,400,587 円			
		うち補助対象経費		40,400,587 円			
		補助対象経費の内訳		人件費		40,400,587 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象人件費の内 37,443,763円(職員5人)×1/2=18,721,881円 2,956,824円(局長)×10/10= 2,956,824円 計21,678,705円→21,679,000円			
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	-		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		シルバー人材センターの健全かつ効率的な運営が確保され、高齢者の就業や社会貢献の場の充実により、会員が培ってきた知識、経験や技術で地域社会に貢献する。					
その他参考事項		端数処理に係る補助金の返還については、令和5年度分にて減額する。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		2,228,753 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課			
				問い合わせ先	0568-44-0326			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付要綱		要綱	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成13年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割による負担として利用者負担の軽減をした場合に、軽減額の一部を助成するための補助を行う。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績		
		100,000 円		15,000 円		0 円		
		(100,000 円)		(15,000 円)		(0 円)		
令和5年度予算						15,000 円		
						(15,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		—				
		うち補助対象経費		—				
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率は、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱別表による。				
		補助限度額		未設定				
		精算の有無(変更交付)		その理由	—			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		—						
その他参考事項		令和4年度実績なし。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		特別養護老人ホーム犬山白寿苑運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0326		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 白寿苑		代表者名	理事長 平山 哲了		
関係規定	法令	社会福祉法第58条 地方自治法第232条の2		条例	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例		
	規則等	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則		要綱	犬山市特別養護老人ホーム等運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成8年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		施設敷地の地主に対して賃貸料を負担している本事業の事業運営の安定化を図るため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		常時介護を必要とし、住宅生活が困難な人を入所させる特別養護老人ホームの需要は高い水準にあり、重度の要介護者と家族にとって最後のよりどころとして社会的にはたしている役割は極めて大きく、その事業運営の安定化と提供されるサービスの質の維持・向上に資することを目的として補助を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		1,877,217 円	1,828,680 円	1,689,577 円	1,588,000 円		
		(1,877,217 円)	(1,828,680 円)	(1,689,577 円)	(1,588,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		施設の立地する土地8,044.96㎡のうち、個人所有となっている6,009.49㎡(18筆、所有者9名)に対する借地料					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		499,350,877 円			
		うち補助事業全体の経費		480,871,249 円			
		うち補助対象経費		3,389,458 円			
		補助対象経費の内訳		借地料(18筆、6,009.49㎡)		3,389,458 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		借地料3,389,458円×4/5×入所率62.31%=1,689,577円			
		補助限度額		借地料×4/5			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	借地契約の継続中は借地料が固定され、入所率についても前年度9月1日時点で固定されているため。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		特別養護老人ホーム事業の健全な運営が確保され、要介護の重度化・複雑化が進む中、利用者へ提供されるサービスの質の向上が図られる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		65,336,281 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		39,354,009 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0326		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		医療法人清友会		代表者名	理事長 板津 孝明		
関係規定	法令	地方自治法第232条の2		条例			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	令和3年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)							
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		高齢者施設等の老朽化に伴う大規模修繕等の実施により、防災・減災体制の強化に資するため					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		0 円	4,012,000 円	7,730,000 円	0 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		「グループホーム にこやか」の介護サービス利用者の安全・安心を確保するため、浴室及び空調機器の大規模改修工事を実施。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-			
		うち補助事業全体の経費		7,780,000 円			
		うち補助対象経費		7,730,000 円			
		補助対象経費の内訳		仮説工事費		429,000 円	
				住宅設備機器工事		1,579,500 円	
				内装工事		767,000 円	
				既設建物解体工事		478,400 円	
				電気設備工事		338,000 円	
				給排水衛生設備工事		548,210 円	
				空調機器取替工事		1,189,500 円	
				特殊浴槽取替工事		1,333,050 円	
				諸経費		410,068 円	
消費税10%				707,272 円			
		7,780,000 円		(7,780,000円のうち7,730,000円が補助対象費)			
補助額の算出方法		補助率、補助額		10/10(定額)			
		補助限度額		7,730,000円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由			
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		防災・減災体制及び施設利用者の安心安全なサービス提供体制の強化が図れた。					
その他参考事項		国庫補助金(補助率10/10)を事業に要する経費に充て交付を行う。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		-			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			-		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		介護施設等整備事業費補助金		市の担当部課	健康腹部高齢者支援課			
				問い合わせ先	0568-44-0326			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		株式会社フロンティアの介護 有料老人ホームいぬやまの憩		代表者名	代表取締役 塚本 友紀			
関係規定	法令	地方自治法第232条の2		条例				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市介護施設等整備事業費補助金 交付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度 未設定		
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)								
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、家族との面会を実施するための安全対策の強化に資すること。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		0 円		89,862,000 円	3,500,000 円	0 円		
		(0 円)		(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		「有料老人ホーム いぬやまの憩」における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、2方向から出入りできる家族面会室の整備を実施。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-				
		うち補助事業全体の経費		4,961,000 円				
		うち補助対象経費		3,500,000 円				
		補助対象経費の内訳		・介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
				家族面会室の新規設置工事 4,961,000 円				
				(4,961,000円のうち3,500,000円が補助対象費)				
補助額の算出方法		補助率、補助額		3,500千円×1事業所				
		補助限度額		3,500,000円の範囲内で愛知県が定める額				
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由				
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		安心安全で質の高い介護サービス提供体制を整備した。						
その他参考事項		県補助金(補助率10/10)を事業に要する経費に充て交付を行う。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		-				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						

※令和4年度の実績に基づき作成しています。